

令和3年

12月農業委員会総会議事録

12月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第3号となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。よろしいですか。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転3件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書3ページ、お願いいたします。

議案第1号、1番、池田下町の物件につきまして説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は池田下町で、地目は田1筆、面積は419㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から3km、車で15分の距離に位置しております。

譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地に支障ありません。贈与のため耕作に変更がないためとのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ水稻栽培されている農地であり、譲渡人と現地で面談し、譲渡することに同意されており、譲受人に電話にて意思確認したところ、譲渡人の指導を受け水稻栽培を引き継ぐとのことです。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、1番については、許可することと決定します。

続きまして、議案1号、2番、下宮町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は下宮町で地目は畑2筆、面積は合計1,064

m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は竹林であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から50m、徒歩で2分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ竹林であり、譲渡人・譲受人に確認したところ、譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地でタケノコ栽培をするとのことです。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしとの声)

ありがとうございます。

議案第1号、2番については、許可することと決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、池田下町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は池田下町で、地目は田1筆、面積は284m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から5.2km、軽トラックで13分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ保安全管理されており、譲渡人・譲受人に電話及び現地にて面談し確認したところ、譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地に隣接する自己所有地と一体的に果樹及び芋類をはじめとした野菜などの栽培をするとのことです。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしとの声)

ありがとうございます。

議案第1号、3番については、許可することに決定いたします。

次に、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、下宮町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の西川です。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は下宮町で、地目は畑3筆、面積は合計372㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断します。

転用目的は露天駐車場で、譲受人は社会福祉法人から要望を受け、施設利用者の駐車場10台分を増設するため転用するもので、現地は整地のみを行い、雨水については水路に放流を行うものです。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は、現在保安全管理されております。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲渡人・譲受人に確認したところ、転用目的は申請内容どおり間違いなく、許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い

藤原副会長

お願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます、

議案第2号、番号1については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18号の規定による農用地利用集積計画2件を別表のとおり定めるものとします。

議案第3号、番号1、上代町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で、地目は畑2筆、面積は合計1,054㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の立花推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手、借手に意思確認を電話でいたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されております。借手は申請地でネギ、ホウレンソウ、ジャガイモなどを栽培しておりました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしとの声)

ありがとうございます。

議案第3号、1番については、決定することといたします。

次に、議案第3号、番号2。

この議案につきましては、福本委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席していただきます。

(福本敏行委員退席)

それでは、仏並町の物件について、事務局から説明願います。

<p>事務局</p>	<p>議案書7ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は仏並町で、地目は畑1筆、面積は1,721㎡でございます。</p> <p>貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手、借手に意思確認を電話でいたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されております。借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>藤原副会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見、ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第3号、2番については決定することといたします。</p> <p>(福本敏行委員入室)</p> <p>次に、報告案件に移ります。</p> <p>議案書8ページ、報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものとする。</p> <p>議案書9ページを参照してください。</p> <p>次に、議案書10ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理いたしましたので報告します。</p> <p>議案書11ページを御参照ください。</p> <p>次に、議案書12ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転14件を専決により受理いたしましたので報告します。</p> <p>議案書13ページから15ページを御参照ください。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>御質問、ほかにありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>それでは、本日は委員の皆様方には忙しい中、誠にありがとうございます。</p> <p>これにて終了いたします。</p>

閉会時間 14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

副会長

委員

委員